

南区青少年の地域活動拠点

運営団体

公募要項

令和5年11月

横浜市 こども青少年局 青少年育成課

1 公募の概要 P. 1

- (1) 公募の背景
- (2) 公募の目的
- (3) 事業実施施設の概要
- (4) 事業の仕組
- (5) 事業の実施エリア
- (6) 運営期間
- (7) 選定方法

2 南区における青少年の地域活動拠点づくり事業について P. 4

- (1) 青少年の地域活動拠点づくり事業の趣旨
- (2) 本市保有資産としての「横浜青年館」活用の考え方
- (3) 青少年の利用を促進するための取組姿勢
- (4) 基本的な実施事業
- (5) 実施事業の具体的な内容

3 業務の基準 P. 6

- (1) 運営期間
- (2) 青少年の地域活動拠点づくり事業に係る基本事項
- (3) 管理運営に係る業務
- (4) 居室の利用について

4 事業運営に係る経費について P. 9

- (1) 補助金額について
- (2) 補助金額算出方法
- (3) 実費負担に係る収入

5 建物の貸付条件 P. 11

- (1) 契約期間及び形態
- (2) 貸付面積
- (3) 年間貸付料（参考価格）
- (4) 連帯保証人
- (5) 貸付料の改訂
- (6) 維持管理
- (7) 契約終了時の留意事項
- (8) 近隣への配慮事項

6 公募に関する事項 P. 13

- (1) スケジュール
- (2) 公募手続について

7 応募に関する事項 P. 14

- (1) 申請団体の要件
- (2) 提出書類
- (3) 申請書類受付期間及び時間
- (4) 提出場所
- (5) 追加書類の提出
- (6) 提出書類の著作権の帰属等
- (7) 費用の負担
- (8) 資料の取扱
- (9) その他留意事項

8 選定に関する事項 P. 16

- (1) 選定方法
- (2) 選定基準

9 団体選定後の諸注意 P. 18

- (1) 個人情報の取扱について
- (2) 協定・契約の締結、補助金交付申請書類の提出等
- (3) 業務の引継等準備業務について
- (4) 備品類について
- (5) 子ども・青少年が行きたくなる居場所づくりへの協力
- (6) その他

10 問い合わせ先 P. 19

1 公募の概要

(1) 公募の背景

ア 横浜青年館及び南区青少年地域活動拠点について

本市が所有する「横浜青年館（以下「青年館」という。）は、勤労青少年の福利厚生施設として整備され、昭和 62 年から青少年の健全育成と市民の生涯学習の場として運営されてきました。

当該施設は、文化的な活動を中心とした様々なニーズに応えられるよう、規模や設備の異なる複数の部屋から構成され、現在、施設の一部を南区青少年の地域活動拠点（以下「拠点」という。）として、青少年の居場所や体験活動の場として活用しています。

イ 子ども・青少年の居場所づくりの動向

本市では、青少年が安心できる居場所と、様々な人々との交流や体験の機会の提供を通じ、青少年の健やかな成長を支援することを目的とした「青少年の地域活動拠点づくり事業」を市内 8 か所で実施しています。

他方、現在国において、子どもや青少年の居場所の重要性を鑑み、「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定が進んでいます。指針素案では、居場所づくりの基本的な視点として、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら進めることや公民の連携・協働等が求められており、本市としても当該指針に基づき、子どもや青少年の居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

■こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」ホームページ

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/>

(2) 公募の目的

当該拠点の今期の運営は令和 6 年 3 月末日で終了するため、次期運営団体を募集します。

青少年の健全育成に向けては、居場所の充実や様々な体験活動・多世代との交流等を更に促進することが必要であり、青年館の持つ多様な居室を活用することが効率的・合理的であると考えます。また、既存資源の活用は、国の指針素案の方向性とも合致しています。そのため、次期団体には青年館全体を拠点と位置づけ、事業を実施することとしました。なお、現在の青年館の利用形態や利用料金等が引き継がれるものではありません。

運営団体の募集にあたっては、民間ならではの企画力やコーディネート力などのノウハウによる効果的な運営を期待し、広く公募します。

(3) 事業実施施設の概要

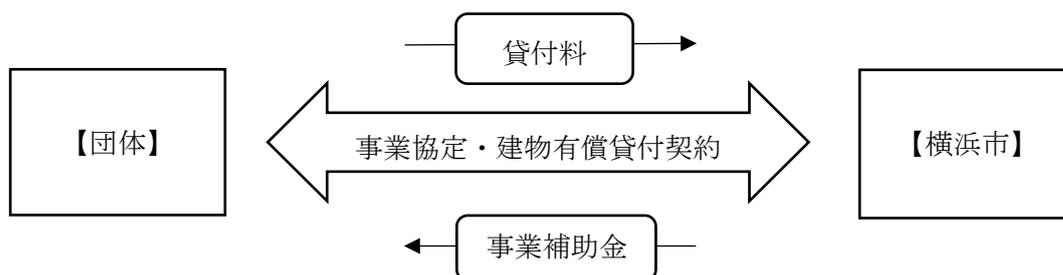
- | | |
|-------|--|
| ア 所在地 | 横浜市南区睦町 1-15-15
(横浜市営地下鉄ブルーライン吉野町駅から徒歩 5 分程度) |
| イ 竣工 | 昭和 42 年 6 月 20 日 |
| ウ 所有 | 横浜市 |
| エ 構造 | 鉄筋コンクリート造 7 階建の 1 階部分 |

- オ 面積** 884 m² (建物全体：22,880 m²)
 (現況) 1階：横浜青年館 (884 m²)
 2階：シルバー人材センター南事務所
 2階～7階：睦町公団住宅

(4) 事業の仕組

青年館を一括して団体に貸し付け、建物有償貸付契約を結び、団体は貸付料を本市に納入します。団体は必要な準備業務を実施したうえで、施設の運営・管理を行います。

実施にあたっては、基本的事項や本市との役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した事業協定書を本市と団体との間で締結し、運営に係る経費について、補助金を交付します。



(5) 事業の実施エリア

これまでの青年館の利用状況や各居室の用途等を踏まえ、建物内を2つのエリアに分けて活用します。

ア エリア

- ①専用エリア：集会室1・2、絵画室、和室
- ②交流エリア：音楽室1、2、多目的室、集会室3、演劇練習室、パントリー、倉庫
- ③その他（事務室、利用者駐車場（4台分）等）

イ 各エリアの機能

本施設においては、青少年の居場所や活動を実施する拠点として、次の機能を備えるものとします。

- ①専用エリア：青少年が安心して自由に過ごし、活動する場（居場所機能）

【取組例】

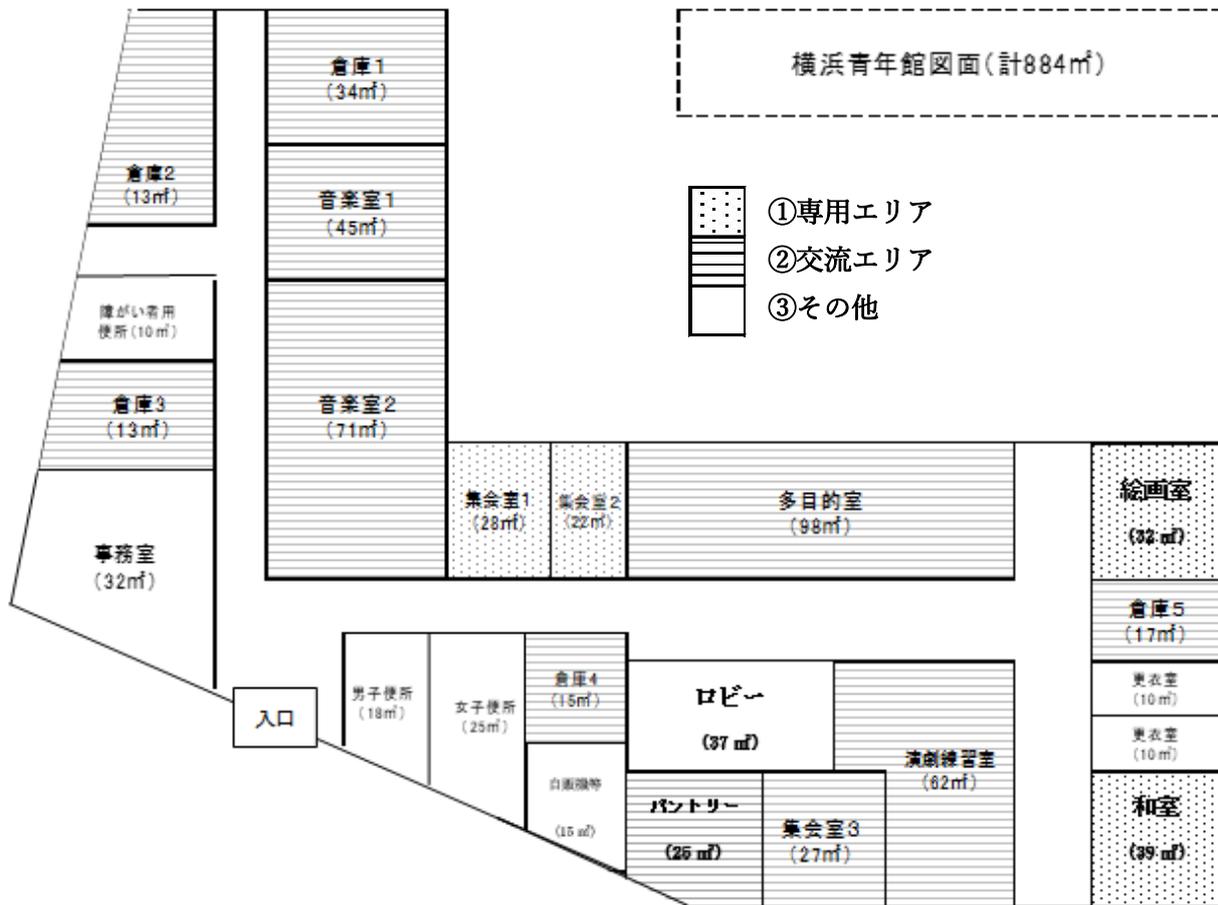
- ・青少年がゆっくり一人で過ごしたり、好きなことができる場
- ・青少年自身が企画したイベントの開催
- ・友達同士でゲームや学習など自由に過ごせる場
- ・青少年が自習できるスペースやボランティアによる学習支援を実施

- ②交流エリア：それぞれの部屋の特徴を活かした活動や、様々な人と交流をする場

【取組例】

- ・カフェスペースで青少年と地域の人々が集える場
- ・青少年の音楽活動や文化活動などを通じ、地域の人と交流する場
- ・青少年が多文化、多世代交流をする場

【横浜青年館図面】



※2階からは住居となっています。

※音楽室1、2には防音設備を施していますが、完全防音ではありません。

※防音設備がない居室では、大きな音を出さない等、配慮が必要です。

(6) 運営期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

(7) 選定方法

団体の選考は、提案書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを基に市外部の検討会が意見書を作成し、選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が団体を選考します。

選定の流れ	選定にかかる検討会 (市外部委員)	○提案書に基づくプレゼンテーション ○委員によるヒアリング ○委員が意見書を作成
	選定評価委員会 (本市職員)	○意見書を参考に採点
	市長	○採点結果を参考に団体を選定

2 南区における青少年の地域活動拠点づくり事業について

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業の趣旨

青少年の地域活動拠点づくり事業は、中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的とした事業です。

また、個々の青少年の状況に応じた対応を行うことで、青少年が抱える悩みや課題が深刻にならないよう、予防的支援や早期支援に取り組みます。

(2) 本市保有資産としての「横浜青年館」活用の考え方

青年館は、公募で選定されたみなみ青少年地域活動拠点運営委員会が、青少年の健全育成の場及び市民の生涯学習の場を提供しつつ、一部を青少年の地域活動拠点として運営してきました。

令和6年3月末日をもって現在の運営が終了するため、長く青少年育成支援が行われてきた歴史と多様な居室を有している施設特性を生かし、保有資産を有効活用する観点から、建物全体を青少年の地域活動拠点と位置づけ、居室を青少年と様々な団体等との交流の場として活用することが適切と考えます。

そのため、施設の活用にあたっては、上記の「青少年の地域活動拠点づくり事業の趣旨」に沿った内容とし、施設として青年館全体を活用しますが、現在の利用形態や利用料金等を引き継ぐものではありません。

【参考】横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン「資産経営」

資産の戦略的利活用による価値の最大化（抜粋）

- ・本市が保有する資産について、市民から負託された貴重な財産としてその価値が最大限発揮されるよう、戦略的な利活用を通じた適正化（資産の特性に応じて役割・位置付けを明確にした上で、市民の理解を得ながら、価値が最大化されるよう利活用すること）を推進します。
- ・資産の利活用に当たっては、取得や利用の経緯、地域の状況等を踏まえつつ、社会の変化に対応して、これまでにない柔軟な発想や公民連携の視点を持ち、地域の魅力向上や地域課題の解決といった新しい価値の創出、財源確保等につなげます。

(3) 青少年の利用を促進するための取組姿勢

事業実施にあたっては、アンケートなどにより、青少年自らの意見や提案を尊重して、青少年の声を事業に反映させるよう運営してください。

また、事業の検証を行い、利用者数の増加や満足度の向上につながるよう、創意工夫に努めてください。

(4) 基本的な実施事業

青少年の地域活動拠点事業の基本となる実施内容は、次のとおりとし、団体は、区役所をはじめとした関係機関と連携の上、地域の支援や協力を得ながら実施します（ア～エは必須事業、オ・カは任意です）。

ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営

- イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供
- ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- エ 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成
- オ 主に中・高校生を対象とした学習支援等
- カ その他、本市が必要と認める事業

(5) 実施事業の具体的な内容

ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営

団体は、中・高校生世代を中心とする青少年が気軽に集い、自由に活動する場となる青少年の「居場所機能」を提供し、運営します。

居場所機能は、どのような青少年も利用することができ、自由に過ごすことができる場です。スタッフは、青少年が家庭や学校以外に「自分が他者から認められる場所」と感じることができるよう、配慮して青少年と関わります。

また、様々な課題を抱える青少年の利用も想定されることから、青少年の悩みを受け止め、可能な範囲で専門機関へ繋ぐ等、課題解決のための情報提供等にも努めます。

イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供

青少年が仲間や多世代と交流する機会を提供します。

地域活動や文化活動等に関わっている大人と青少年の交流や、地域の方や学生にボランティアとして居場所づくりに関わっていただくなど、多世代交流機会の提供やきっかけづくりをします。

ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

社会参加プログラムとして、青少年が家庭や学校では得られない経験で、社会人としての経験を得ることができる活動、又は社会に向かって発信する活動を地域の方々の協力を得て実施します（例：ボランティア、就業体験、地域活動への参加、フリーペーパーの作成など）。

実施する場合は、チラシやHPを活用して周知を行い、周知内容は事前に本市に報告します。

エ 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成

地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組むため、地域活動拠点において、青少年の育成に関わる地域の様々な団体・機関・施設（例：青少年指導員、民生委員・児童委員、自治会町内会、地区センター、コミュニティハウス、社会福祉協議会、区役所）との交流や連携を構築するとともに、青少年の育成を見守る人材の育成を行います。

オ 主に中・高校生を対象とした学習支援等

自習ブースの設置や、勉強会の開催、大学生や指導者による学習支援など、青少年の学習を支援する機会を提供します。

カ その他、本市が必要と認める事業(保護者支援や南区の特性・課題を踏まえた事業の実施等)

保護者への支援も重要であるため、保護者向けセミナーの開催や広報活動等を行います(例:中・高校生世代の保護者が集まり、お互いの悩みを語りあう場や問題の解決に向けたセミナーの開催など)。

また、南区は、外国人人口や外国につながる青少年が多いことが特徴です。そのような特徴をふまえ、青少年が多様な文化に触れることができるプログラム等を実施します。

その他、子育て支援の団体が相互に交流を図る「南区子どもの居場所づくりネットワーク」に参加し、地域団体との連携や情報交換などを実施します。

区役所と認識を一致させながら、課題解決に向けた事業を実施する他、各地域と青少年を繋げる役割も担います。

3 業務の基準

(1) 運営期間

運営期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとします。

この間、団体は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。ただし、毎年度、交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。

なお、運営期間中に、団体が次の事項に該当し、団体として適当でないと認める場合には、選定を取り消し、事業協定・建物有償貸付契約の解除、又は運営の停止を命じることがあります。

ア 本市が実施するヒアリング及び事業評価の結果、団体として適当でないと認めるとき

イ 事業運営にあたって本市との連携及び協力の姿勢がないとき。

ウ 正当の理由なく、本市の指示に従わないとき。

エ 補助金の不正受給があったとき。

オ 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき。

カ 事業実施中に、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。

キ その他団体として適当でないと市長が認めるとき。

(2) 青少年の地域活動拠点づくり事業に係る基本事項

ア 実施日

土曜日・日曜日を含む週5日以上

イ 休業日

次の日は、休業日とすることができます。また、この他にも本市と団体が協議したうえで、必要と認めた場合は、休業日とすることができます。

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 実施時間

土日：9時～21時

平日：原則として 15時～21時

うち1日は 9時～21時

※ただし、専用エリアについては15時から20時までとすることができます。

エ 対象者

原則として、中・高校生世代を中心とした青少年を対象とします。

ただし、青少年と多世代との交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができます。

オ 職員体制

スタッフは拠点において青少年への支援を行うとともに、地域と連携した取組を展開していくことが可能な体制とします。

(ア) 常勤の責任者を1名配置します。

(イ) 専用エリアを開所している時間帯は、青少年への丁寧な対応をお願いしたいため、2名以上の配置とします。

(ウ) (イ)に係る常勤・非常勤の種別は指定しません。

(エ) 他の事業や団体事務局等からの兼務・応援等は差し支えありません。

カ 運営時の注意事項

(ア) 保険の加入

団体側で、施設賠償責任保険に加入します。

(イ) 衛生管理

館内で飲食販売等を実施する場合や青少年が地域のイベント等に参加する場合は、衛生管理のための法令や条例・規則等を遵守し、適正な運営を行います。

(ウ) 法令の順守

業務を実施するうえで関係する法令や条例・規則等を遵守し、適正な運営を行います。

(3) 管理運営に係る業務

団体は、光熱水費の支出、清掃業務、消耗品の交換、修繕業務など、青少年の地域活動拠点の管理運営に関する業務を行います。

あわせて、施設の利用に関する受付・調整等の業務を実施します。

(4) 居室の利用について

ア 利用料金

青少年の居場所機能である専用エリアについては、利用する青少年から負担を求めることはできません。

ただし、自主事業の実施にあたっては、専用エリア内であっても参加者に実費負担を求めることができます。

一方、交流エリアについては、青少年と多世代の交流を目的の一つとしていますので、本事業の趣旨に沿った範囲での施設活用をし、利用者から実費相当の負担を求めることができます。利用料金については、周辺施設の料金等を参考に設定します。

※利用料金の設定については4（3）を参照ください。

イ 利用制限

次の事項に該当する場合は、利用できません。

- (ア) 営利のみを目的とする利用
- (イ) 事業の趣旨に反する利用※
- (ウ) 南区青少年の地域活動拠点の秩序や公益を害するおそれのある利用
- (エ) その他、南区青少年の地域活動拠点の管理上支障がある利用

※事業の趣旨に反する例

大人のみ活動にとどまり、青少年への還元（青少年との交流や青少年へのコーチング）がない

※事業の趣旨に沿った例

- ・活動メンバーに青少年が在籍している
- ・活動の中で青少年に還元をする（青少年との交流や青少年へのコーチング等）

ウ その他

利用に関しては、予約システム等の導入など、利用しやすい環境の整備を検討するものとします。

4 事業運営にかかる経費について

(1) 補助金額について

事業の実施に要する経費として、本市は団体に対して補助金を交付します。

補助金額については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに団体が本市に交付申請を行い、それを基に本市が予算の範囲内で団体に交付するものとします。

なお、団体は本市補助金の申請・交付・確定に伴い、「横浜市補助金交付規則」及び「南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付要綱」に規定する業務を行うこととします。

各応募書類を作成する際は、補助金額全体の上限を9,581千円と設定し、各費目については下記の＜運営費費目について＞の上限額以内とします。

※ 補助金額については、毎年度、横浜市会の議決により決定され、予算編成の状況により減額する可能性があります。その場合、団体は本市と協議のうえ、事業内容の見直しをすることができます。

※ 各応募書類を作成する際は、各費目について下記の上限額以内とします。

＜運営費費目について＞

項目		対象とする経費	上限額
1	人件費	交通費、社会保険料等を含む総人件費を対象とする。 (1) 統括スタッフ（常勤） (2) 一般スタッフ（非常勤）	(1) 4,500,000円 (2) 3,600,000円
2	事業費	講師謝金、ボランティア謝金、交流事業等にかかる消耗品費・保険料など	1,000,000円
3	広報費	広報にかかる印刷製本費など	300,000円
4	修繕費	備品修繕費、施設修繕費など	300,000円
5	光熱水費・施設管理費等	光熱水費、清掃費、施設点検費用など	1,300,000円
6	事務費	電話代、郵送代金、事務用品購入等の消耗品費など	1から5を合計した金額の10%を上限とする
7	賃借料	青少年の地域活動拠点運営に係る賃借料	2,500,000円
8	その他経費	1から7に定めるものの他、市長が特に必要と認めるもの	

(2) 補助金額算出方法

補助金額は、次のとおりの算出方法とします。

(2)補助金	=	(5)運営費	+	(6)事業費	-	(1)団体の自主財源
		-	(3)実費負担に係る収入	-	(4)その他収入	

※(2)補助金は上記補助金額全体の上限(9,581千円)を超えないものとする。

<収入と支出一覧>

収入	(1)団体の自主財源	団体が自主的に支出する経費
	(2)補助金	本市が支払う補助金
	(3)実費負担に係る収入	各エリアの利用負担、自主事業収入
	(4)その他収入	広告収入、協賛金など
支出	(5)運営費	人件費、光熱水費、清掃費、施設消耗品費、修繕費、備品購入費、公有財産使用料、その他経費
	(6)事業費	団体が企画して実施する自主事業に係る経費

(3) 実費負担に係る収入

※各収入については、予算決算に収入として計上し、支出に充てることとしてください。

ア 各エリアを利用する場合の利用者負担

現在の青年館の利用料金は、以下に記載するホームページのとおりです。現在の利用料金と「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を踏まえ、民間団体も含めた周辺施設の料金を参考に、利用者負担を設定し、利用者に求めることができます。

なお、利用者負担は団体の選定後、団体による提案と、本市と団体で協議のうえで決定することになります。

<参考①：市民利用施設等の利用者負担の考え方（ガイドライン）抜粋>

3 標準的な負担割合と代表的な施設例

- 利用者負担が低く、市の負担の方が高くても良いと考えられるもの

(利用者負担 30%、市の負担 70%程度)

- ・福祉活動・交流施設 ・青少年育成施設/交流施設

(1) 共通設備利用の利用者負担割合の基準について

一般の方が、どの施設を利用する場合であっても同様の利用者負担割合とすることが市民負担の公平性から適切であるため、共通の利用者負担割合を設定します(共通設備利用の利用者負担割合と言う)。

①宿泊施設：～100% ②研修室・会議室：50%程度

<参考②：青年館の運営状況>

運営内容	音楽室×2、多目的室、演劇練習室、集会室、倉庫×4、和室、絵画室
令和4年度 建物維持管理費決算額 ※事業費・人件費・修繕費等を除く	□光熱水費：1,255,222円 □清掃費：70,622円（週1回／年額） □設備保全費：191,576円
<p>※その他、現在の営業日・時間、料金体系等については、横浜青年館のホームページを確認してください。 https://www.yokohamaseinenkan.or.jp/</p> <p>※現行の青年館の運営時間、料金体系は引き継がれません。</p> <p>詳細は各項目を確認してください。</p> <p>運営時間：3（2） 料金体系：4（3）</p>	

<参考③：青年館の利用者数>

（単位：人）

	元年度	2年度	3年度	4年度
青少年	15,304	9,430	9,054	7,488
一般	10,918	2,726	3,989	3,580
合計	26,222	12,156	13,043	11,068

※現行の青年館の運営時間による利用者数です。運営時間は引き継がれません。

イ 自主事業収入

団体が、青少年の交流、体験機会・活動機会、社会参加プログラムを提供する自主事業を実施するにあたり、参加者から実費負担を求めることが出来ます。

5 建物の貸付条件

本市と建物有償貸付契約を締結し、面積に応じた貸付料を納入することとします。

(1) 契約期間及び形態

- ・契約期間：3年
- ・形態：建物有償貸付契約（定期借家）

(2) 貸付面積

884 m²

(3) 年間貸付料（参考価格）

2,143,380円※

※上記記載の貸付料は平成30年度に実施した不動産鑑定に基づいた金額であり、団体は今後、本市が改めて実施する不動産鑑定に基づき正式に算定した貸付料を納入するものとします。

(4) 連帯保証人

横浜市公有財産規則第 53 条に基づき、連帯保証人を立てていただく場合があります。

(5) 貸付料の改訂

貸付期間中に、社会経済情勢の変動その他の理由により、貸付料の額が実情に沿わなくなったときは、横浜市公有財産規則第 51 条に基づき、適正な額に改訂します。

(6) 維持管理

ア 本施設の引き渡し後、貸付範囲の維持管理については、団体が自己の負担で行うものとします。具体的な費用として、次のとおり想定しています。

(ア) 水道光熱費用

(イ) 貸付範囲で発生するごみ処理費用

(ウ) 貸付範囲の設備又はこれに類する機器の維持管理費用（法定点検、清掃等）

(エ) 備品及び消耗品費

(オ) 内装等の変更や備品の撤去を行う場合の当該費用

(カ) その他貸付範囲の使用に伴い発生する一切の費用

イ 団体が必要とする修繕（建物躯体にかかわる部分を除く。）については、事前に市の承諾を得た上で、団体が自己の負担で行うものとします。団体単独では実施し得ないような修繕については、本市と協議のうえ実施することとします。

ウ 公共施設の維持管理に関する全市的な取り組み（節電、節水等）の依頼をすることがありますので、ご協力をお願いします。

(7) 契約終了時の留意事項

団体は、建物有償貸付契約期間が満了した時は、直ちに自己の負担で、団体の所有・管理する物件等を撤去し、返還することとします。ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分を除きます。団体は、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

(8) 近隣への配慮事項

当施設は上階が住居となっていることをふまえて、施設利用にあたっては、騒音や振動など近隣住民などに対して十分に配慮し管理を行うものとしてください。

また、利用者等から寄せられる苦情や要望には丁寧に対応することのできる体制を整え、責任をもって対応をしてください。

6 公募に関する事項

(1) スケジュール

時期	手続等
令和5年11月22日(水)～12月22日(金)	公募期間(申請の受付)
令和5年11月22日(水)～12月4日(月)	質問の受付
令和5年12月6日(水)	現地見学会
令和5年12月15日(金)	質問の回答
令和6年1月上旬～1月中旬	①選定にかかる検討会(書類選考、団体プレゼンテーション、ヒアリング) ② 選定評価委員会
令和6年2月頃	選定結果通知
令和6年3月頃	事業計画協定及び建物賃貸借契約の手続
令和6年4月1日～	事業開始

(2) 公募手続について

ア 募集要項の配布

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/ikusei/>

イ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定する団体は、できる限りご参加ください。

※現地見学会への参加が現在の団体のみとなる場合は、開催しません。

(ア) 開催日時：令和5年12月6日(水) 11時から12時まで

(イ) 場所：横浜青年館(横浜市南区睦町1-15-15)

(ウ) 参加人数：各団体3人以内とします。

(エ) 参加申込：参加希望の方は11月22日(水)から12月4日(月)17時までに出席する旨を参加申込書(別紙「様式Ⅲ-1」)にご記入の上、横浜市こども青少年局青少年育成課までE-mailにて申込みください。

(オ) 申込先：横浜市こども青少年局青少年育成課

E-mail：kd-kyoten@city.yokohama.jp

件名は「参加申込：南区青少年の地域活動拠点現地見学会」と入力してください。

(カ) 注意事項

- ・当日は募集要項を配布しませんので、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページから資料を印刷のうえ、ご持参ください。
- ・当日、申込者であることを証明する書類(名刺可)を確認させていただきます。
- ・P14「7(1)申請団体の要件」に該当しない団体は参加することができません。
- ・いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮くださいますよう、お願いいたします。
- ・当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

ウ 質問の受付

本要項の内容等について質問がある場合には、質問票（別紙「様式Ⅲ - 2」）を E-mail により提出してください。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

(ア) 受付期間：令和5年11月22日（水）から12月4日（月）17時まで

(イ) 提出方法：質問票を（ウ）提出先まで E-mail にて送付ください。

(ウ) 提出先：横浜市こども青少年局青少年育成課

E-mail：kd-kyoten@city.yokohama.jp

※件名は、「質問：南区青少年の地域活動拠点」と入力してください。

エ 質問の回答

質問に対する回答は、令和5年12月15日（金）までに、横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページへの掲載により行います。

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/ikusei/>

7 応募に関する事項

(1) 申請団体の要件

申請団体の要件は、株式会社、特定非営利活動団体、公益団体、社会福祉団体、学校団体等のうち、次の各号にすべて該当する団体とします。個人での応募は認めません。

ア 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。

ウ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

エ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。

オ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。

カ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと。

キ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。

ク 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ、実施体制、管理運営に不可欠な資格、経営基盤等が確保されていること。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

※「Ⅰ 団体の概要・財務状況等」はフラットファイル1冊にまとめてください

※「Ⅱ 事業運営に関する計画」は様式1～7を1部ずつフラットファイルにまとめ、15冊提出してください。

(3) 申請書類受付期間及び時間

令和5年11月22日(水)～12月22日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から12時まで及び午後1時から4時までの間受け付けます。

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に提出先に電話のうえ、御来庁ください。

(4) 提出場所

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎13階 こども青少年局青少年育成課

(5) 追加書類の提出

(2)の提出書類のほかに、本市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めることがあります。

(6) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、本市は公表等が必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由のいかんに関わらず返却しません。

(7) 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて応募団体の負担とします。

(8) 資料の取扱

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(9) その他留意事項

ア 提出期限後は、正当な理由がない限り、提出された書類の取下げ及び内容の変更をすることはできません。取下げの際は、様式Ⅲ-3の辞退届に必要事項を記載の上、10 問い合わせ先に郵送又は持参により提出してください。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

団体の選考は、提案書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを基に市外部の検討会が意見書を作成し、評価委員会の採点結果を参考に、市長が団体を選定します。

なお、応募者の財務状況については、別途、専門家の意見・評価を仰ぎ、選考の際にはその結果を考慮します。

選 定 の 流 れ	選定に係る検討会（市外部委員）	○提案書に基づくプレゼンテーション ○委員によるヒアリング ○委員が意見書を作成
	選定評価委員会（本市職員）	○意見書を参考に採点
	市長	○採点結果を参考に団体を選定

ア 選定に係る検討会

団体の選定にあたっては、市外部の方で構成される検討会を設置し、意見を伺います。検討会では、応募団体が提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、不明な部分について、各委員がヒアリングを実施します。ヒアリング後、各委員は意見書を作成します。

イ 選定評価委員会

検討会開催後、本市職員で構成する選定評価委員会において、応募団体が提出した提案書及び検討会の各委員の意見書に基づき、採点を行います。評価は600点満点とし、最低基準を360点とします。選定評価基準及び評価項目については、(2) 選定基準を参照してください。

ウ 団体の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が団体を選定します。

エ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、全応募団体に文書により通知します。通知の時期は、令和6年2月中を予定しています。

オ 選定結果公表

団体の選定後、応募団体の採点結果及び意見の概要については、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページで公表します。

(2) 選定基準

団体の選定にあたっては、次の選定基準に基づき、応募団体の提出書類等について評価し、団体を選定します。

- ア 事業の趣旨について理解し、実施要綱、選定要綱及び募集要項に沿った適切な事業提案を行い、かつ、その提案に基づいた運営が可能であると認められる団体であること。
- イ 地域、区役所、学校等の支援や協力を得ながら、事業を効果的かつ効率的に展開できる団体であること。
- ウ 本市において青少年の自立支援を目的とした事業に、連携・協力できる団体であること。

評価項目と配点は次の採点表のとおりです。

評価項目	審査の視点	配点
1 基本方針		15
(1) 青少年の健全育成や困難を抱える若者の自立支援への取組の考え方について	「横浜市中期4か年計画」政策29「子ども・若者を社会全体で育むまち」や「横浜市子ども子育て支援事業計画」の基本施策②「学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」を踏まえた事業計画になっているか。	5
(2) 事業実施期間3年間の目標と計画方針について	期間中の具体的な達成目標とその計画方針が示されており、実現性があるか。	10
2 事業実施計画		90
(1) 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営	青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供について、取組内容が具体的に示されており、実現性があるか。	15
(2) 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供	青少年が仲間や多世代と交流する機会の提供について、具体的に示されており、実現性があるか。	15
(3) 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施	地域資源を活用した社会参加プログラムの実施について、具体的に示されており、実現性があるか。あわせて地域の様々な団体との連携が見込めるか。	15
(4) 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり	地域の様々な団体・機関・施設との交流や連携について、具体的に示されており、実現性があるか。	15
(5) 主に中・高校生を対象とした学習支援等	良好な学習環境が整えられているか、中・高校生に合った学習支援が具体的に示されており、実現性があるか。	10
(6) その他、本市が必要と認める事業（保護者支援や南区の特性・課題を踏まえた事業の実施等）	青少年育成者の人材育成事業の企画、保護者向け事業や区の特性・課題を踏まえた提案事業について、具体的に示されており、実現性があるか。	10
(7) 横浜青年館活用の考え方	横浜青年館の施設の特徴を踏まえた青少年地域活動拠点としての有効な活用方法が具体的に示されており、実現性があるか。	10
3 事業運営		15
(1) 収支計画について	利用者負担の考え方を含めて、合理的な収支計画が示されており、応募団体の提案する補助金額が適正であるか。	5
(2) 人材育成、苦情処理、個人情報保護、事故防止への対応に関する取組みについて	人材育成、苦情処理、個人情報保護、事故防止への対応に関する取組みが具体的に示されているか。	5
(3) 団体の経営状況について	団体の経営状況が健全であるか。	5
合計		120
総計	120点 × 5人	600

9 団体選定後の諸注意

(1) 個人情報の取扱について

事業を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(令和4年12月横浜市条例第38号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(2) 協定・契約の締結、補助金交付申請書類の提出等

団体として選定された後は、建物有償貸付契約及び協定書を令和6年4月1日に締結することによって確定するものとします。

また、事業実施にあたっては、補助金交付申請書類を提出していただきます。申請された事業計画及び補助申請額等について、本市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

(3) 業務の引継等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現在の運営団体(以下「現団体」という。)からの業務引継等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただく業務は、概ね次のとおりです。また、準備業務にかかる人件費等の費用は、各選定団体が負担するものとし、本市は負担しません。

ア 現団体からの引継業務

イ 横浜市こども青少年局との連携・調整業務

(4) 備品類について

現団体が本市からの補助金により購入し、管理・使用している備品類は、次期運営団体に引き継いで管理・使用していただきます。

団体は本施設の運営の用に供するため、善良な管理者として施設に備え付けられている備品等を管理するものとします。

備品等が経年劣化や破損、故障等により運営の用に供することができなくなった場合には、本市と協議の上、原則として団体が自己の費用により当該備品等を修繕または廃棄し、必要に応じて補充するものとします。

多額の費用を要することなどにより対応が困難なときは、本市と協議するものとします。

(5) 子ども・青少年が行きたくなる居場所づくりへの協力

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」素案においては、子ども・青少年の居場所の設置に当たっては、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って進めることが求められています。

つきましては、南区青少年の地域活動拠点開設にあたり、選定された団体と本市との協働でワークショップの開催などにより、子ども・青少年による居場所づくりを予定しています。

なお、ワークショップに伴う費用負担については、協議のうえ実施します。

(6) その他

団体は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の団体に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継に協力しなければなりません。

10 問い合わせ先

本要項の内容等について質問がある場合には、6(2)ウに従い、E-mailにより提出してください。

横浜市子ども青少年局青少年育成課 担当者：小松、高木

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 13階

電話：045-671-2324 FAX：045-663-1926

E-mail：kd-kyoten@city.yokohama.jp